

令和6年度 第4回江津市農業委員会総会

日時：令和6年7月22日(月) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 第3 承認 第1号 農地の地形変更届出について
- 第4 承認 第2号 農地転用事業計画変更について
- 第5 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議案 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 第8 議案 第4号 非農地証明について
- 第9 意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について
- 第10 その他

○出席農業委員（10名）

- 1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳
- 6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子 9番 深野政勝
- 10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（9名）

- 壱岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、
湯浅憲昭、崎谷靖徳、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和6年度、第4回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしく申し上げます。

会 長 おはようございます。報告ですけれど、先月 28 日に島根県農業会議の総会が松江市で開催されました。会長は、松江市の三島会長、副会長に大田市の田原会長、JA しまねの中央会の日高副組合長、理事に江津市の私、監事に農業振興公社の島田理事長が、それぞれ選任されました。また、新任の理事に奥出雲町の金倉会長、出雲市の大梶会長が選出され、今後 2 年間の任期において、役員一丸となって、理事会・常設審議委員会を運営して行くことになりました。私としても、2 年間しっかりと役目を果たしていきたいと思っています。皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。総会のあと、役員全員で県庁に出向き、丸山知事・石原副知事・野村水産部長・岡田農業経営課長に新任の挨拶をしたところであります。また、現在すすめている地域計画ですが、皆さまご存じのとおり、今月の 1 日にホームページ等で江津市の地域計画は公告されています。従来すすめていました 9 つのエリア単位で、地域計画の内容と目標地図が示されています。まだ見られていない方はぜひご覧いただき、それぞれの担当エリアの確認をお願いしたいと思います。また、農水省のホームページでは、食料安全保障の強化に向け、構造転換対策や地域計画策定の推進という観点から、わたくしども江津市の地域計画が掲載されております。こうした中で、くにびきメッセで例年開催される、委員全員を対象にした農業委員会研修会が、9 月 17 日に予定されています。その中で、講師として江津市の地域計画について農林水産課山本課長補佐が説明をされるとお聞きしています。先日も、高知県室戸市から私どもの江津市へ視察においでになり、計画説明や意見交換をさせていただいたところでございます。こうして全国からも非常に注目されているところでございます。私共委員も、情報だけが先走りして、足をすくわれぬよう日々努めて参りたいと思います。また、既にお気づきのよう、今回の総会資料から、以前から事務局にお願いしていましたが位置図について、申請地の周辺状況がわかりやすいように、航空写真をカラーで添付していただいています。個人情報非常にわかりやすくなりましたので、取り扱いには十分注意をしていただく必要があると思います。さて、今年もまた、事務局が、農地パトロール・利用状況調査を実施する資料を皆さんに配布する準備をしています。このあと、事務局から説明があると思いますが、ご協力をお願いしたいと思います。また、梅雨も明けて、真夏日が続いている状況でありますので、十二分に注意をして進めていただきたいと思います。また、以前

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番委員 位置図の1ページをご覧ください。261号線の工業団地に入る道路、入り口のところに●●という●●●さんがあり、その前を通っていきますと、●●●mくらい、工業団地に入る手前を●●します。道なりに進むと、この地図の左下の県道川平停車場線に合流します。国道261線から●●km程度進んだ●●に●●●●があり、●を渡ると山際に続く道路に接続します。その道路に入り●●●●m程度進んだ●●に今回の申請地がございます。事務局からあったとおり、2年前に皆さまから承認をいただいた案件でございます。全部を埋め立てておりませんので、引き続き工期を延長して埋め立てていくということになります。現地を見ましたが、計画の7割、8割くらいを埋めている状況です。地元の人とお話しましたが、将来的には全部を埋め立てるということで、話し合いが成立しているとのこと。今後も、継続的に残土処理による嵩上げを行っていくのではないかと考えています。この事業は、●●●●●●の●●●●●が担当されています。急斜面等の工事の残土をここに埋めていく流れで進めているそうです。よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査報告がありました。この件についてご質問はございませんか。

[挙手あり]

階本推進委員 聞くのですが、申請書に畑に変更すると書いてありますが、どうなるのでしょうか。他の申請箇所では、●●●●●●から、八戸川沿いの県道のトンネルの出口を、将来は畑として戻しますという申請であったが、実際には畑に復元していない現状があります。確認してもらったら、前任者がいないので、今までの経緯や内容がわからないと●は答えるだけでした。今回は、八戸のように埋めただけで放置するのか、畑として利用できる状態にして返されるのかを確認したい。

3番委員 この件については、最初に説明させていただきましたが、たしかに地元は田としては活用せず、ずっと荒れております。地元から排水が悪く耕作条件が良くないため、いつでも畑として利用できるように埋めてくれと要望もあり事業が進められています。高齢化していますので、畑作が難しくても、果樹が植えられるように整備するという話はしておられます。現場を確認しましたが、表土はけっこうきれいな土です。そういう条件で埋めています。以

上です。

会 長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決すること
に賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地の地形変更届 1 について承認されまし
た。

農地転用事業計画変更

《 二宮町神主 》

会 長 日程第 4、承認第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の農地転用
事業計画変更申請 1 及び 2 について」を一括議題といたします。事務局の説
明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務
局の説明をお願いいたします。

事務局 承認第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の農地転用事業計画
変更申請 1 及び 2 について」の承認申請です。

事務局 1 番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番●、登記は畑、現況は宅地、
面積は●●㎡です。2 番です。二宮町神主●●●●番●、登記は畑、現況は宅
地、面積は●●●㎡、二宮町神主●●●●番●、登記は畑、現況は雑種地、面積
は●●㎡、二宮町神主●●●●番●、登記は畑、現況は宅地、面積は●●㎡で
す。状況としましては、1 番と 2 番は家屋と隣接している状況です。1 番につ
いては、その家屋の裏手に増築を行う計画で許可がでているものを、増築を行
わず、庭として使用するという事です。2 番については、以前に建売住宅を建
築するという事で許可されています。この度、1 番の家屋に向かったの進入
路及び駐車場を確保するために、当時は 1 筆だった 2 番の土地を 3 筆に分筆し
まして、駐車場、進入路を確保し、住宅に関しては他方に隣接している所有地と
合わせて敷地として建築するとのことで、そのための事業計画変更でございま
す。譲渡人は、1 番が●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。2 番が

●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。譲受人は●●●●●●●●●●、●●市●●町●●●●番地●●です。転用目的等は、先ほど言ったような経過でございます。許可状況については、1番は、5江農委第5号の8で令和5年6月21日に、2番は、28江農委第5号の37で平成29年3月21日にそれぞれ許可証が交付されており、その計画変更でございます。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 位置図2ページをご覧ください。左上から右下の方に、●●●●から●●●●●方面に向かって、二宮町神主地内に接続する市道があります。左側の道路は県道●●●●線で、その交差点付近に位置しています。以前1番は住宅敷地ということで許可されていたのですが、今回、増築の計画がなくて、細長い部分に庭を造ることにしたということだそうです。特別、周りに影響を与えることはありませんのでよろしくお願いします。

9番委員 続いて、2番の説明をします。市道側から入って行くと、1番の申請地に●●●●と書いてある家がありますが、その家に通じる斜線で囲まれている部分です。●●●●番●、●、●ですが、その家に通じる場所で、進入路と駐車場にするということで、これも特別問題がないと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[挙手あり]

階本推進委員 1番も、2番も、登記簿上は今も畑となっているのですね。

9番委員 登記簿上は畑となっていますが、実際は耕作されていません。

事務局 宅建業者では結構あると聞きますが、農地を宅地造成して、建売住宅を販売をする場合、土地の所有権取得の際には、農地のまま所有権移転だけを行って、建築し、住宅売買の際に、地目変更を行うという手法をとることが多くあるそうです。実際、2番の3筆ですが、住宅用の一筆は、隣接地の土地と合わせて利用することとなり、位置をずらして建築となるようです。以上です。

会 長 よろしいですか。

[挙手あり]

階本推進委員 そうすると、2番の場合は、まだ第一ホームに権利を持っているわけですね。

事務局 所有者は1番も2番も●●●●さんです。

階本推進委員 ●●●●さんがその権利をもっておられる。だけでも1番については増築せずに庭を作る。2番はどういうことですか。

事務局 流れは、1番も譲渡人さんから、譲受人の●●●●への所有権移転があって、改築等を行うということであって、現在、次の購入者さんへの話があって、そこで増築計画がないということでの変更になっています。2番は、先ほど申しましたとおり、駐車場と進入路、隣接の土地とあわせて住宅を建てるという事での計画変更ということでございます。以上です。

階本推進委員 1番については、登記上、畑だけでも、これからもずっと庭として利用するという事ですね。

事務局 転用して、庭として使います。

階本推進委員 登記上、今は畑ですか。庭を作るということは、そこで変更があるわけですか。

事務局 売買った時点で、地目変更を行うということが望ましいですが、所有権移転の際に地目変更を併せて行っていなかったというのが現状となっていますので、改めて変更申請が提出されたということです。

会 長 事務局、顛末書がでていないがどういう状況ですか。

事務局 顛末書は、1番については、計画遂行できないための事業変更で問題ないですが、2番については建売住宅建築で、平成29年に許可されている部分です。転用完了までが概ね5年間の転用期間の指導があったが、そのまま放置していたということ及び変更許可を得ずに3筆に分筆した上、駐車場として使うために砂利等を搬入していることもあって、顛末書をつけていただいています。

階本推進委員 だから、2番では、そこへ住宅は建てられるわけですか。現在は建っていないのですか。

事務局 現在は建っていません。ですから、この3筆は進入路、駐車場、それから住宅用地に分割しているのですが、住宅用地に隣接したもう1筆を一緒にして活用し、建売住宅を建築する計画となっています。

階本推進委員 この3つの地籍の中のどれかには建てられるわけですね。

事務局 ですから、他の宅地と隣接している筆でないと建てられないです。

階本推進委員 よろしいです。

会 長 他にご質問はないでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第5条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更申請の1、2については承認されました。

農地法 第3条

《 都治町 》

会 長 日程第5、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1にいて」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請です。

事務局 1番です。農地の所在は、都治町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、都治町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●●市●●●●町●丁目●●番●●号です、譲受人は●●●●さん、●●●●市●●●●町●●●●番地●です。空き家バンクに登録してある家屋を購入するにあたって、家屋に付随した農地として譲り受けて耕作を行うということです。対価は10aあたり●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番委員 位置図3ページをご覧ください。国道9号線沿いで浅利の●●●●や●●●●●●がある交差点から●に進み、県道●●●●線と県道●●●●線の交差点があるのですが、そこから●●●km●に進んだ集落に差掛る前の急カーブ付近の農地です。地図上では、都治町という文字が書かれている家が今回の譲渡人の住宅です。●●●番は、県道沿いで耕作はしていませんが、常に草刈り管理がしてあり、●●●番●というのは、家と隣接していて、こちらは草刈りをすればすぐに使える程度に周辺を含めて管理がなされています。大田市から移住される女性の方であるとのことで、以前は農地を所有していませんでしたが期待をしているところです。特に問題がないと思います。よろしく申し上げます。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　ちょっといいですか。●●●番は、県道の拡幅の工事対象からは外れているのですか。県道沿いですよね。

事務局 　県道拡幅の工事対象関連の情報は入っておりません。

会 長 　他にございませんか。

〔 挙手あり 〕

3番委員 　事務局への確認ですが、空き家バンクで家を購入された方でそれに付随する農地は購入できると法律があるのですが、これは農業をするという前提があるわけですか・・・。農地だけ売買じゃないけど・・・。

事務局 　そうですね、基本的には空き家に付随していることで区分があるのですが、家庭菜園にしても計画を出してもらって、この3条申請においての許可証を交付するということになっております。本格的に、農業生産物を出荷するということではないようです。実際には家庭菜園等になるのではと思っています。

3番委員 　要するに、農地として利用すると。耕作するというのが大前提ですね。

事務局 　そうです。

会 長 　よろしいですか、他にございませんか。

〔 挙手あり 〕

階本推進委員 　空き家バンク等について、住所は江津市でなくてはいけないということは全くないわけですね。どこに住んでいても結局許可するのですか。

事務局 　実際には、居住地について規定はないのですが、ただ3条の申請によるものでしたら、通い耕作できる範囲でなければならないとあるのです。今回の場合は、空き家バンクで家屋を購入して移住するという目的なので、問題ないと思っています。

階本推進委員 　そういう規定は全くないということですね。どこに住んでいようが、耕作できればどこでもいいということですね。

事務局 　居住地について規定はないのですが、年間150日以上耕作が必要になりますので、遠方に居住しては150日以上耕作が不可能となります。したがって、状況的には農地の取得はできないということです。

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決するこ

とに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 後地町 》

会 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号は2番。農地の所在は、後地町●●●●番●、登記は田、現況は畑、面積は●●●㎡、後地町●●●●番●、登記は田、現況は畑、面積は●●●㎡、後地町●●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、後地町●●●●番●、登記は田、現況は畑、面積は●●●㎡、後地町●●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●県●●市●●区●●●丁目●●番●●の●●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。譲受人の経営拡大ということでの所有権移転です。対価は10aあたり●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番委員 位置図4ページです。先ほどと同じ県道●●●●線ですが、左中央の交差点から●●●m進んだところに交差点があり、そこから●●●m●に入ったところでは、●●●●●●と書いてあり、そちらのオーナーが譲受人です。広い土地の方は、●●●●●●の駐車場に隣接してしまっていて、どちらの農地も、●●●●●●で管理されているようです。現在は耕作というわけではなく、●●●に通じる小道、庭のような管理をされている。特に問題が無いように思われます。よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[挙手あり]

階本推進委員 これ自体はなんら問題ないと思いますが、事務局にお尋ねします。1番、2番と細かいことを聞きますが、譲渡人の経営面積と●●●●㎡、2番で譲られるものが、●●●●㎡、経営面積のところは●●a、統一性がありませんが、

どういう数字がでていますか。

事務局　今までも何度か説明をさせていただきました。申請された土地の面積は保留された状態で、譲渡人の経営面積から除外されたものです。譲受人の面積にはまだ入っていないということで、今回認められた後に、譲受人の経営面積に加わるという状況です。

階本推進委員　ちょっと意味がわかりません。皆さんわかりますか。

会　長　事務局、もう一度お願いします。

事務局　ですから、●●a という譲渡人の経営面積が記載してありますが、経営面積●●a は今回申請の●●●●m²が除かれた部分で、残ったものがこの方の所有する農地で●●a です。ですから、この●●a を足したものが以前に譲渡人が所有していた農地です。3条の申請が出た時点で、譲渡人の経営面積から差し引いています。これから承認ということで、譲受人には、この●●a はまだ入っていません。認められれば、譲受人の経営面積の●●●a に●●a がプラスされることになります。

階本推進委員　ということは、この1号議案の1番はたまたま同じような数値が記載されているということでしょうか。

事務局　この経営面積●●●a 分と、この譲渡する●●●●m²、たまたま同じ面積になっていますけど、この場所ではない。この●●さんは、まだ他に所有をされているということです。

階本推進委員　わかりました。

会　長　ほかにご質問ございませんか。質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会　長　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 桜江町川越 》

会　長　議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　3番です。農地の所在は桜江町川越●●●番、地目は畑、面積は●●●m²で

は、許可日から令和7年3月末日です。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 地図は6ページをご覧ください。地図の下のあたりに9号線とありますが、これの右手が嘉久志方面です。嘉久志方面から進むと少しわかりづらいのですが、付近に●●●●●●●●や●●●●●●●●があります。通過すると約●●●m進むと変則5差路になっています。これを●●、●の方に入ります。●●●●●●●●を●に見ながら、交差点から約●●●m進んだ●●に申請地があります。こちらは、以前は全部が農地だったのですが、それを宅地にするということで、区画整理して造成した一角です。10年以上は耕作した感じはなくて、年2回ほど草刈りをして管理をされている状況です。登記簿が畑で、現況が宅地という感じですが、もう耕作はできないというところです。ほとんどもう周りは宅地になっていますので、問題は無いと思いま。ご審議をよろしくお願ひします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2番です。農地の所在は都野津町●●●●番●●、地目は畑、面積は●●●m²です。譲渡人は●●●●さん、●●府●●市●●●町●丁目●の●の●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●区●●●●丁目●●番●●号です。転用目的は、駐車場及び進入路です。状況は、隣接した土地に家を建てるため、家屋への進入路として、この5条申請で許可を得て、駐車場、排水路を同時施

工するとのこと。対価は、10a あたり●●●●千円です。工期は、許可日から令和7年3月末日です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図は7ページです。地図中央の左手で、国道9号線とJR山陰本線があります。国道9号線を和木方面から進むと、家が20軒近くあります。ここは●●●●という集落です。集落に入るとすぐに、以前は、●●という●●を営業していた建物があります。その●●の駐車場に隣接する土地で、今は草が生えている状態で、その土地のさらに西側は●●●●●の作業場です。申請地を確認しましたが、周囲は、ほとんど宅地化されていますので、特別問題はないと考えます。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号は3番です。最初に訂正をお願いします。工期が、許可日から令和5年10月末となっておりますが、記載違いです。正しくは令和7年10月末です。農地の所在は、二宮町神主●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●町●●●番地●●です。譲受人は、●●●●●●●●●●、●●市●●町●●●番地●です。転用目的は、宅地造成して建売住宅を建築し、販売するとのこと。対価は、10a あたり●●●●千円です。工期は、先ほど申しました通りです。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 5 については、可決されました。

農地法 第 5 条第 1 項目第 6 号（一時転用）

《 桜江町今田 》

会 長 　次に日程第 7、議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に農地転用届出（一時転用）」の 1 から 9 を一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について（一時転用）についてですが、その前に、先月の保留となっていた件の報告を致します。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出、地区的は、市山地域の届出についてですが、総会后、6 月 24 日に会長、副会長、事務局と、●●●●●●●●の担当課の課長及び担当者、施工業者、加えて市役所事業推進課の国県事業担当者と現地で協議を行いました。総会時に議論された盛土が既にしているのではないかと問題ですが、大掛かりに築堤を行っている場所は、●がすでに買収した土地で非農地となっておりました。したがって、その部分は問題なかったのですが、申請のあった農地の 3 分の 1 は盛土ではないのですが、土砂を搬入して嵩上げし、重機が入れるようになっておりましたので、その旨の話をさせていただきました。その際に、届出が遅れたことと同時に盛土するにあたっての受理通知を受ける前に施行する状況になってしまったことに謝罪がありまして、今後は遅れることないように届出を行うという謝罪を踏まえた顛末書を提出されました。それに伴い、会長、副会長とも協議

2 番委員 6 月 24 日に事務局の報告のとおり、桜江町市山の玉川河川改修工事の件で現地調査をした後に、長尾地区で●●●●●●の工事担当者と一緒に現場を見させてもらいました。また、今回申請があつてから、改めて 18 日から 19 日に渡つて現場を確認しました。位置図 11 ページをご覧ください。この地図だけでは場所の説明はつきにくいので、広域的に言うと、国道 261 号線から桜江大橋を渡つて県道桜江金城線を市山方面へ進み桜江中学校、桜江小学校を左手に見ながら通り過ぎて、●●し、●●●●に入り、●●●●を●●●●付近の●●●●が、この現場です。先ほど別途配布した資料を見てください。この事業は、八戸川県単河川災害関連事業で●●●●川と●●●●川の河川改修工事に伴う申請で、最終的には、●●●●川と●●●●川が合流して●●●●川に流れていたものを、●●●●川は既存のまま●●●●川に流入するようにして、尚且つ、●●●●川は蛇行していたものを改修して直線的に●●●●川に流入するようにする事業です。河川改修にともなつて、橋の付け替え等が行われるため、迂回路を作つておられます。その迂回路の対象農地が今回の申請地になっております。申請地ですが、●●●番●と隣接の●●●番地●までは現在、迂回路になっています。中央部の●●●番●は資材置場、●●●番●と●●●番●は河川の一部としての整備となっています。令和 2 年頃からすでに公共工事に関する国交省の土地買収が進み地番が振り替わつてきています。今回は従前の農地が申請地となっております。以上です。ご審議をお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[挙手あり]

6 番委員 難しくするつもりはありませんが、備考のところの転用期間の申請でいずれも令和 5 年 4 月 1 日からと書かれています。これはどのように考えたらいいのでしょうか。

会 長 事務局、説明がありますか。

事務局 これは先ほど申しました通り、令和 5 年から事業が実施されておられて、改めて、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までという期間で、謝罪を含めた顛末書が添付されての届出です。転用期間としましては、遡つて記載しております。

6 番委員 確認したかったのは、令和 5 年 4 月 1 日から工事は始まつておつて、実際

に既に埋めてしまった、転用してしまったという感じで理解していいですか。

事務局 実際の工事開始は、令和5年のいつ頃からはわかりませんが、事業開始は4月1日からで、実際に施工が開始されたのは、多少の時間が経過してからとは思いますが定かではないです。

6番委員 単刀直入に言うと、一時転用の許可をした日付が今日になるのか、令和5年になるのか、その確認だけです。

事務局 資料的には、令和5年ですけど、承認する日は、本日になります。

6番委員 わかりました。要するに、2年間は無許可で実施していたということですね。それで顛末書がついているということですね。

事務局 そうということですね。

会長 よろしいですか。他にございませんか。

湯浅推進委員 それはおかしいでしょう。県が2年も許可を取らずに工事をするのは、普通の会社だったら大変な事でしょう。

2番委員 ご指摘はもっともなのですが、5条1項6号では、前条第1項第7号に規定する市街化区域なりにある農地または採草放牧地につき、政令で定めるところにより、あらかじめ農業委員会で届け出てとなっております。おっしゃるとおり、事前に届出て、許可後に行使するのは本来の筋ではあるのですが、災害関連の治水工事で、当事者との承諾や現地での状況把握等での遅れが生じたことなので、状況を勘案して、審議していただければと思います。以上です。

事務局 ●の事業に関してですが、これは皆さんご存じでしょうが許可ではございません。許可申請ではなく、工事施工の届出で委員会はその届出書を受理しましたという通知書の発行ということになります。なので、受理通知が遅れて工事施工に支障が出れば、問題が生じますので、顛末書を付した届書が提出され、受理をしたのは、本日ということで処理し、通知書を送らせていただくこととなります。

大賀局長 このところ、こういった案件が続いていまして、農業者の方に、指摘とかお願いをしております。6月に、今年度の県営事業の事業説明会がありまして、その場で、事業区域内で農地がある場合は、農業委員会に必要な手続きをしてくださいということ、改めて担当者の方に周知していただくよう、お伝えしてきましたので、今後は、注意をしていただければと思います。

会長 それでは、他にございませんね。質問等が無いようであります。採決をいた

いかと思いますが、皆様の意見をきかせていただけたらと思います。以上です。

会 長 それでは続いて野村推進委員から調査結果の報告をお願いします。

野村推進委員 報告します。15日に原田委員と同行いたしました。だいたい100坪くらいの土地なのですが、写真にございますように、手前の約3分の2くらい砂利が敷いてありまして、駐車場として使っているという事です。この駐車場は、隣接に、●●●●●●●●●●という●●があり、その会社の従業員駐車場として使用しているとのことでした。経営者の方と少し話げできたのですが、所有者の●●さんの甥にあたる方で、駐車場として使わせてもらっているということでした。叔母にあたる申請者から、申請地では農業をしたことがなく、相続した後、地目の変更をしていないと聞いていたようです。以上です。

会 長 ただ今、説明とお二方の調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[事務局挙手あり]

事務局 補足ですが、非農地証明として出てきていますが、背景としましては、所有権移転という事で、話は出てきているものの、移転後の所有者名がどなたになるか明確でないということで、5条ではなく、非農地証明で地目変更してから所有権移転を行うということでしたので申し添えます。

会 長 ただ今、説明とお二方の調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、議案第4号、「非農地証明の1について」は、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第9、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について(利用権貸借)」を議題といたします。事務局の説明をお

会 長 その他について、皆さんのほうからなにかございますか。よろしいでしょうか。

会 長 以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 6 年度、第 4 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、8 月 22 日木曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いのないように、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 11 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員